

個別妊婦歯科健康診査の町外受診費用助成を実施しています！

町外歯科医療機関の場合

久万高原町では、令和4年度より里帰り出産や町外にかかりつけ医を持っている方が妊婦歯科健康診査を受診しやすい環境を整えるため、町内の委託医療機関以外の医療機関（町外医療機関）で妊婦歯科健康診査を受診された方に対して、歯科健康診査費用を助成します。

●費用助成とは

妊婦歯科健康診査の費用を一旦全額医療機関でお支払いいただき、その後、下記の必要書類等を添えて久万高原町に申請・請求することにより、後日、指定口座へ費用の全部もしくは一部が振り込まれる方法です。

●対象となる方

1. 妊婦歯科健康診査受診日に久万高原町に住民登録のある方
 2. 久万高原町の委託医療機関以外（町外医療機関）で妊婦歯科健康診査を受診された方
- ※令和4年4月1日以降に受診したものに限り

●費用助成に必要な書類等

1. 母子健康手帳（妊婦歯科健診受診結果写し）
2. 領収書（診療内容が明記されたもの）
3. 本人名義の口座がわかるもの
4. 未使用の個別妊婦歯科健康診査受診票
5. 印鑑（シャチハタ不可）

※申請窓口にて、「久万高原町妊婦歯科健康診査費助成申請書」および「久万高原町妊婦歯科健康診査費助成請求書」をご記入いただきます。

●費用助成金額について

1. 提出書類等を審査の上、交付決定の場合は費用助成金額を口座振込します。
 2. 費用助成金額は、受診者1人あたり上限3,300円です。
- ※支払った金額が3,300円に満たない場合は実費となります。

●費用助成期間

妊婦歯科健康診査を受診した日または出産日から、6か月以内に費用助成の申請が必要です。

※6か月を経過した場合は申請対象となりません。

●注意事項

1. 妊婦歯科健康診査の補助は1回限りです。
- ※複数回受診した場合、2回目以降は対象となりません。
2. 町内委託歯科医療機関で受診された場合は、町外の医療機関での受診は対象となりません。

【お問い合わせ及び費用助成申請窓口】

久万高原町こども家庭センター TEL：0892-58-9990